

令和6年度 中小企業販路拡大支援事業 申請時の確認事項（留意点）

■事業目的

本事業は、市内中小企業者の販路拡大を支援し、当市産業の振興を図ることを目的とし、市内の製造業を営む中小企業者が展示会等に出展するために要する以下の経費を補助します。

■補助対象事業

中小企業者のうち製造業を営む者による、日本国内外及びオンラインにて行われる展示会（自社の製品および技術力を紹介するための展示会又は見本市）への出展を対象とします。

■対象事業者

駒ヶ根市内に本社及び主たる拠点を有する中小企業者のうち、製造業を営むもの。

※本補助金における中小企業とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定めるところによります。

■補助対象経費

本補助金の対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に定める経費とします。

- ・ 出展小間料
- ・ 小間装飾経費
- ・ 出展物搬出入経費
- ・ 光熱水費
- ・ その他市長が認めた経費

※上記以外の経費（その他経費）の場合、事前にご相談ください。

※補助対象外となる経費の例

- ・ 人件費（従業員の給与など）
- ・ 間接経費（振込手数料、交通費、旅費、通信費、食糧費など）
- ・ パソコンなど汎用性が高く、他の事業にも使用できるものの購入費用
- ・ 補助対象事業以外にも汎用できる装飾品・案内・パンフレット等の費用

■事業実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※原則として、事業認定日以降～令和7年3月31日までに支払いを完了する経費が対象となります。

（支出が事業認定前になる場合は事前にご相談ください）

■補助金の額等

- ・ 補助金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額以内（1,000円未満は切り捨て）とし、上限は50万円とします。（消費税込。その他間接経費は対象外）
- ・ 1社あたりの年度内上限額は50万円。（上限額を超えなければ、同一年度内に複数回申請可能です）

- ・ 本補助金は予算の範囲内で交付することとし、申請多数の場合は、予算の総額を案分した金額にて交付する場合（満額交付ではない場合）もあります。

■必要書類

- ・ 事業認定申請書（様式1）
- ・ 交付申請書兼事業完了届（様式2）
- ・ 請求書（様式3）

※詳細は別紙チェックリストをご確認ください。

■注意事項

- ・ 申請内容に虚偽の記載があった場合や補助要件を満たさないことが判明した場合は、補助金の取り消しや返還を求められることがあります。
- ・ 補助対象経費に該当するか判断に迷う場合は、事前にご相談ください。
- ・ 補助事業が適切に実施されているか監査の対象となる可能性がございます。補助対象経費の支払いに係る証憑類は必ず保管してください。
- ・ 提出期限までに各書類の提出がない場合は補助金を交付できないことがございますのでご注意ください。

その他ご不明な点は以下連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先・担当

駒ヶ根市役所

産業部 商工観光課 工業係

電話:0265-83-2111(内線 434)FAX:0265-83-1278

メール:kogyo@city.komagane.lg.jp